

## 東京都大気汚染医療費助成制度の御案内

東京都では、気管支ぜん息、ぜん息性気管支炎、慢性気管支炎、肺気しゅの4疾病について医療費助成を実施しています。

また、医療券は2年ごとに更新が必要です。東京都から更新のお知らせが届きましたら、有効期限満了の前に更新の手続きをしてください。

### ◆東京都大気汚染医療費助成制度の御案内

対象疾病	<b>【全年齢】</b> ・気管支ぜん息
	<b>【18歳未満】</b> ・慢性気管支炎 ・ぜん息性気管支炎 ・肺気しゅ
対象者	次の①～④の要件をすべて満たす方。 ① 上記対象疾病にかかっている方。 ② 東京都内に引き続き1年（3歳未満は6か月）以上住所を有する方。 ③ 健康保険等に加入されている方。 ④ 申請日以降喫煙しない方。
助成の内容	認定された疾病の治療に要した医療費のうち、保険適用後の自己負担額を助成します。
新規・更新 の手続き	<b>【新規】</b> 健康センターで新規申請に必要な書類を配布していますので、提出してください。 <b>【更新】</b> 医療券有効期間満了の約2か月前に、更新に必要な書類を東京都からお送りします。引き続き助成を希望される場合は、有効期限満了の前に、健康センターに提出してください。 *有効期限満了までに更新手続きを行わなかった場合、新規申請が必要になる場合があります。

### 【問合せ先】

健康センター 電話 23-2191

### 【大気汚染医療費助成制度相談窓口】

東京都福祉保健局環境保健課 電話 03-5320-4491